

別表十四（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第37条（寄附金の損金不算入）（措置法第66条の11の3第1項又は第2項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）、措置法第66条の4第3項（国外関連者との取引に係る課税の特例）若しくは第66条の4の3第3項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）又は令和6年改正法附則第8条（寄附金の損金不算入に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前の法人税法第37条第6項（寄附金の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 公益法人等のうち令第73条第1項第3号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する公益法人等に該当しないものにあつては、「公益法人等以外の法人の場合」の各欄に記載します。
- 3 「同上の2.5又は1.25/100相当額10」の欄は、令第73条第1項第2号に掲げる法人にあつては「2.5又は」を消し、その他の法人にあつては「又は1.25」を消します。
- 4 「同上の20又は50/100相当額33」の欄は、令第73条第1項第3号イ又はロ（措置法令第39条の23第1項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる法人にあつては「20又は」を消し、同号ハに掲げる法人にあつては「又は50」を消します。
- 5 令和6年改正法附則第8条に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭の額にあつては、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄にその明細を記載します。